

## 建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 令和5年9月15日(金)  
午後0時59分～午後1時18分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 荒川洋平 副委員長 千葉栄幸  
委員 板橋美保 委員 大泉徳子  
委員 齋浩美 委員 及川秀一  
委員 菊地忍
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 生活経済部長 小畑和弥  
出席をした 市民課長 佐々木賢一  
者の職氏名 市民課長補佐 渡邊直子  
市民課主幹兼市民係長 高橋光幸
- 6 事務局職員 事務局 長 大澤博  
主 幹 兼 若林潤  
議事調査係長  
主 査 菅原翔太
- 7 付議事件  
(1) 議案第68号 名取市印鑑条例の一部を改正する条例

午後0時59分 開 会

○委員長（荒川洋平） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、生活経済部長及び担当課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第68号 名取市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 本会議でも質疑がありましたが、マイナンバーカードに関わるトラブルが続いている中で、今回さらにちょっとリスクの高いと思われるスマートフォンを使った手続きができるようにするという条例改正です。結構トラブルが続き、信頼性が下がっている中で今回上程して、改正をしようとした背景や、その辺の詳しい理由についてももう一度改めて伺いたいと思います。

○委員長（荒川洋平） 答弁、市民課長。

○市民課長（佐々木賢一） 今回、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行された後、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則が一部改正されて令和5年5月11日から施行されているところです。マイナンバーカードの機能を多機能端末、いわゆるスマートフォンに搭載することが、既に可能にはなっているという状況になっております。そのため、拡充されるものに対する対応ということで、今回、条例改正のお願いをしているところです。こちらのマイナンバーカードを使って、コンビニ交付ができるようになるというのが、令和5年度中ということになっておりますので、今回の議会上程のタイミングということでお諮りを

しているところです。なお県内の自治体等について、6月議会、また9月議会の上程が多数派になっておりまして、周辺自治体の情報も見ながらということで、今回お願いをしているということです。

○委員長（荒川洋平） 齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 周辺の自治体でそういう流れになっているというのは分かります。ただやはり、さっきの繰り返しになりますけども、トラブルが続いています。いい話が毎日続くわけじゃなくて、報道とかでもマイナンバーのひもづけを全数確認するみたいな話があって、いろいろトラブルがあります。事故、カードを返すということが少なからずあるという中で、やはりあまり急いで行わなくても、もう少し落ちついたところで見極めてもいいのではないかと思います。自治体として実施するというのはもちろん分かるのですが、止めるという判断に至らなかったところもう一度詳しく伺います。

○委員長（荒川洋平） 答弁、市民課長。

○市民課長（佐々木賢一） 確かに、最近マイナンバーカードにまつわるトラブルが、世の中の的には大変多いです。本市においてもマイナンバーカードではなくマイナポイントでしたけれども、聞き取りのミスというものがあまして、新聞などにも報道されたところでした。そのときは幸いなことに、どなたかの不利益になるようなことはなかったわけですが、現実、マイナンバーカードに係るいろいろな手続というのが、どうしても人の目と手によるところが今のところありますので、そういうところはマニュアルの遵守とか、複数の目で確認するというので、対応しているところです。今回、スマートフォンにマイナンバーカードが搭載できることについて、例えば条例を直さないでこのままということだと、住民票は住民基本台帳法で戸籍は戸籍法で定められておりますので、そちらのほうはスマートフォンで取得が可能になります。ただ、住民票をマイナンバーカードで取得できることに合わせまして利便性の向上を中心に考え、条例改正のお願いをしているということです。

○委員長（荒川洋平） ほかにありませんか。大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 附則の施行期日に関わる質疑を考えていたのですがけれども、先ほど市民課長から、令和5年度中には整備したいというお話がありました。市役所庁舎1階のマルチコピー機や市内のコンビニを何か所かちょっと見

てきたのですけれども、まだスマホ対応にはなっていないようです。市が関係する施設はどのような段取りで、今後、マルチコピー機のスマホ対応を進めていくのか。また、市内にある民間のコンビニエンスストアなどへの働きかけは、今後、この6か月間でどう働きかけて整備していくのかをお尋ねいたします。

○委員長(荒川洋平) 答弁、市民課長補佐。

○市民課長補佐(渡邊直子) コンビニ交付のスマホ対応についてですけれども、現時点で具体的なスケジュールなどは示されておらず、令和5年中に導入をするということだけが、国から示されているところです。市役所庁舎1階のマルチコピー機のベンダーにも確認をしたのですけれども、まだ具体的なスケジュールは、本社のほうから示されていないというところでした。そのため、令和5年度中に実施するとはなっていますが、全国一斉にということではないのではないかという、企業側の見解でした。

○委員長(荒川洋平) 大泉徳子委員。

○委員(大泉徳子) 令和5年5月11日からの法改正があり、デジタル庁などではスマートフォンへのインストール方法を懇切丁寧に動画にして公開しております。全てのスマホ対応ではないようですけれども、利用者からのそういった問合せなどはどのような状況になっているのでしょうか。

○委員長(荒川洋平) 答弁、市民係長。

○市民課市民係長(高橋光幸) 特段、スマートフォンの搭載利用ができるかについての具体的な問合せというのは、まだありません。

○委員長(荒川洋平) ほかにありませんか。及川秀一委員。

○委員(及川秀一) 議案第68号の13ページについてお尋ねをいたします。個人番号カード用利用者証明用電子証明書、また、移動端末設備用利用者証明用電子証明書とあるのですけれども、ちょっと確認で具体的にどういったものを示しているのか、まずお聞きいたします。

○委員長(荒川洋平) 答弁、市民課長補佐。

○市民課長補佐(渡邊直子) 今回、先ほど御案内いたしました電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律規則施行の改正に伴って、今まで利用者証明用電子証明書という1つの名称しかなかったところが、今度移動端末設備、こちらはスマートフォンなのですけれども、スマート

フォンに搭載できるようになったことに伴って、名前がそれぞれについて形になります。従来通りマイナンバーカードに搭載されている電子証明書が、個人番号カード用利用者証明用電子証明書となり、スマートフォンのほうに搭載する証明書が医療端末設備用利用者証明用電子証明書となったことによるもので、今回2つ使えるというような書き方になってはいますが、スマートフォン用が追加された形になっております。

○委員長（荒川洋平） 及川秀一委員。

○委員（及川秀一） 事前説明会の中でマイナンバーカードをスマートフォンでという説明でしたが、期限は決まってないという部分もあるのですが、その使い方として、例えば、マイナンバーカードのアプリをダウンロードしてそれを使うような形になるのか。現在マイナンバーカードを、例えば保険証として使う場合は、マイナポータルを通して、ひもづけをして使っているような形になっていると思うのですが、この印鑑証明書の発行についてスマートフォンで利用するという場合に、マイナポータルを利用するのか。また新たにアプリをダウンロードして使うのか、その辺の使い方としては何か、具体的にといいますか分かっている内容があれば示していただきたいのですが。

○委員長（荒川洋平） 答弁、市民係長。

○市民課市民係長（高橋光幸） こちらについては、マイナポータルを一度ダウンロードしていただいて登録していただければ、御利用いただけるようになります。

○委員長（荒川洋平） ほかにありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） チラシを昨日ダウンロードして、スマホ用電子証明書搭載サービスを令和5年5月11日から、まずはアンドロイドからという話がありました。スマートフォンにはアンドロイドだけではなく、iPhoneもあるのですが、いろいろ調べたら令和5年の秋口にOSアップデートで対応するかもみたいな感じです。ちょうど来週の火曜日、9月19日にiOS17というのが出るので、それはどうなのかなと思って調べてみたら、対応されないような感じがしています。聞いたら、セキュアエレメントにアクセスするためにOSの対応が必要ということになっているみたいなのですが、そうすると、アンドロイドの人は優遇されるのですが、iOSいわゆるiPhone

neを持っている方は使えないとなると、平等性というところで差が出ると思うのですが、その辺の判断は、どのようにしているのでしょうか。

○委員長（荒川洋平） 答弁、市民課長。

○市民課長（佐々木賢一） 今委員からお話があったように、アンドロイドからということで5月11日から進んでおり、iOSには対応していないということになっております。ただ国のほうでも、順次対応を図っていくというアナウンスもあるところですので、まずはできるところから対応していくということで考えているところです。詳しい資料が見つからなかったのですが、幾つかの調査会社のサイトなどを見ても、アンドロイドとiOSのシェア率はおおむね一対一ぐらいとっておりますので、そういう意味では半分ぐらいの人は利用できるけど、半分の人には利用できないということにはなりません。しかし、その辺順次拡張される予定のようですので、まずはアンドロイドの対応でスタートしていきたいと考えております。

○委員長（荒川洋平） 齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） iOS自体のデベロッパーサイトとかもちょっと見てみたら、やはりメジャーアップデート自体が秋口という形で今回、来週の9月18日を過ぎると多分令和6年の秋口になりそうなのですが、そうすると少なくとも1年以上は今の課長の答弁からすると一対一のシェアという中で、その半分の方が使えないとなると、やはりそこで使える人だけ優遇されるという話になると公の、平等性というものが、やはり根拠がなくなります。よく一般質問とかでやはり受益者何とかだとか言って、やはりこの半分の方が使えなくなるとそこはそこで大きな問題なのではないかなと思うのですが、もう一度伺います。その辺、いくら国だと言ってもそこは自治体の判断で、やはり平等性ということが担保できなければ止めるという判断もできるかなと思うのですがその辺をもう一度伺いたいと思います。

○委員長（荒川洋平） 答弁、市民課長。

○市民課長（佐々木賢一） 確かに半分の方が、使うことができないということは、平等性の観点からはマイナスなのかもしれません。しかし、周辺の自治体とかですね、どこでも使えるようになっていて、コンビニ交付の率も大変上がっておりますので、そういった面から、将来的には、iOSの対応になると

いうことを前提に取り組んでいきたいと考えております。

○委員長（荒川洋平） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 今回の印鑑条例の改正により、スマートフォンで印鑑証明書が取れるということなのですが、例えば、今マルチコピー機で取れる住民票とか戸籍については、当面は実施しないということなのか、今後そちらのほうにも広がっていくものなのかお伺いいたします。

○委員長（荒川洋平） 答弁、市民課長。

○市民課長（佐々木賢一） 今コンビニ交付で印鑑証明書以外に、戸籍、戸籍の附票、住民票、課税証明書も取得できるわけですが、住民票に関しては住民基本台帳法、戸籍に関しては戸籍法ということで、それぞれ上位法のほうで見えておまして、印鑑証明書だけが自治事務ということで、市町村の条例の中で定めるということです。今回は印鑑証明の条例の改正をお願いしたいということです。

○委員長（荒川洋平） 菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） この対応ができれば住民票とかもスマートフォンで取れるようになるという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（荒川洋平） 答弁、市民課長。

○市民課長（佐々木賢一） 当市においてスマートフォンの電子証明搭載サービスについて、いわゆる J-LIS の端末等つないでいるところです。そこで、許可を出すかどうかということになりますので、先ほど少しだけ申し上げたのですけども例えば、スマートフォンに電子証明搭載をしまして、市民の方が搭載をして印鑑証明書を、例えば条例がないままで、住民票と印鑑証明書が欲しいというときに、住民票はスマートフォンで取って、印鑑証明書は、マイナンバーカードで取ってということではなく、あくまで、その辺の判断は自治体のほうになっているということです。そのため、今回印鑑証明書のほうは、条例で定めておりますので、条例を改正して対応したいという考えです。

○委員長（荒川洋平） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒川洋平） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第68号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒川洋平） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号 名取市印鑑条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（荒川洋平） 起立多数であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第68号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒川洋平） 御異議なしと認めます。

よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時18分 散 会

令和5年9月15日

建設経済常任委員会

委員長 荒川 洋平